

令和元年2月定例会 総務委員会（付託）

令和2年2月25日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

岡田委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について、説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その4））

- 議案第70号 令和元年度徳島県一般会計補正予算（第6号）

【報告事項】

なし

山本警務部理事官

私からは、お手元にお配りしております、総務委員会説明資料（その4）に基づき、令和元年度一般会計2月補正予算案等について、御説明申し上げます。

まず、説明資料の1ページ、歳入歳出予算総括表を御覧ください。

2月補正予算案では、総額で6億4,785万4,000円の増額をお願いしております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりです。

次に、2ページを御覧ください。

主要事項について、御説明いたします。

まず、上から2段目に記載の警察本部費は、給与費や光熱水費などに必要な経費として、総額で8億5,190万6,000円を増額。

警察施設費は、入札による不用額など、総額で7,096万4,000円を減額。

運転免許費は、運転免許更新予定者の見込人数の減などにより、事務費の不用額などで1億1,000万円を減額。

恩給及び退職年金費は、恩給受給者の減少により202万6,000円を減額。

最後に、警察活動費は、電話回線の不用額など、総額で2,106万2,000円を減額するものであります。

続きまして、3ページを御覧ください。

繰越明許費案について、御説明いたします。

今回、繰越しを予定している事業は、警察航空隊舎止水板設置事業、警察本部庁舎エレベータ更新事業、徳島中央警察署庁舎整備事業の3事業であり、総額で1億1,620万6,000円であります。繰越理由につきましては、いずれも計画に関する諸条件により、令和元年度分の工事の完了見込みが翌年度となる、あるいはその可能性があるためであります。

以上、令和元年度2月補正予算案等について、御説明を申し上げます。
御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岡田委員長

以上で、説明は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

岩丸委員

私のほうからは、徳島県警察・地域警察再編計画案に関連して、土砂災害警戒区域等における施設整備の在り方について、質問と言いますか、提言をさせていただきたいと思えます。

先般、これは新聞報道にもあるのですが、神奈川県において、女子高生が崖崩れにあつて死亡するというような痛ましい事故がございました。この地域は元々、土砂災害警戒区域、イエローゾーンに指定されていたということですが、現在、県内において、警察の施設がそういった土砂災害警戒区域、これはイエローゾーンですがレッドゾーンというものもあるようですが、この現状と、イエローゾーン、レッドゾーンの意味合いも含めて御説明いただけたらと思えます。

高橋会計課長

いわゆるイエローゾーン、レッドゾーンの説明と、警察施設がどれぐらいあるのかという御質問であると承知しております。

まず、イエローゾーン、レッドゾーンと言われるものについてですけれど、土砂災害防止法がございまして、土砂災害が発生するおそれがあると指定された区域であります。これらは危険度によって、住民等に危害が生じるおそれのある場所がイエローゾーン、より危険性が高い場所がレッドゾーンと、簡単に整理分けをするとそのようになります。

イエローゾーンは、市町村に対しまして、同エリアであることの周知等の義務があるということ。レッドゾーンは、特定の開発行為に対する許可や建物の構造の規制等が課される場所です。

現在、県警察が保有する施設のうち、土砂災害防止法に規定される、いわゆるイエローゾーン、レッドゾーンに該当するのは、26施設あります。

かねてから、委員が心配されている神山町の神領駐在所は、イエローゾーンにある施設でございます。

岩丸委員

イエローゾーン、レッドゾーンは分かったのですが、レッドゾーンというのは相当危険ということなので、このレッドゾーンが何箇所あるかというのは分かりますか。

高橋会計課長

イエローゾーン、レッドゾーンと区分けしていますけれども、両方とも該当するもの

と、イエローゾーンのみ該当するものがあります。

区分けして言いますと、イエローゾーンのみにあるのが21施設、レッドゾーンのみにあるのが1施設、両方ともに該当しているのが4施設ありますので、26施設という整理になります。

岩丸委員

私の地元の神領駐在所がイエローゾーンにあるということで、街中にあるのに、土砂災害警戒区域と。全体に指定されている中に一部が入っているのかなと思うのですが、いずれにしてもレッドゾーンの所は、非常に危険な地域なのではないかと。

山間地域等へ行きますと、そういう所の駐在所もあるかと思いますが、特に、開発行為等々では知事の許可が必要等、構造制限が指定されていると思うのですが、特にレッドゾーンにある施設の整備については、どのようにお考えでしょうか。

高橋会計課長

これまでも交番・駐在所の整備は、今年度はPFIという形で整備もしておりますけれども、治安や地域情勢を踏まえまして、計画的に整備をしていたと。

今、委員からありました、土砂災害や急傾斜地、地すべりというイエローゾーンやレッドゾーン、特にレッドゾーンにある施設整備については、移転等も含めまして、慎重に検討する必要があると考えておりますけれども、具体的な答えを今持っているというものではありません。

岩丸委員

このところずっと、特に交番・駐在所等の再編について、いろいろと準備を進められて、既に再編も進んでいる所もあるようですけれども、特にレッドゾーンにあるような施設の現状、また将来の在り方について、いろいろと住民説明等も行われてきていると思うのですが、今後のこれらの行方に関しては、非常に地域の方も関心を持っておられるのではないかと思うわけです。

最初に申し上げた、徳島県警察・地域警察再編計画案の中に、このレッドゾーンにある施設の在り方について検討するといったような旨の内容を盛り込んでいくべきではないかと思うのですが、どういった見解でしょうか。

船本企画課長

さきの事前総務委員会でお示しさせていただきました、徳島県警察・地域警察再編計画案でございますけれども、変化する治安情勢や地域情勢に応じまして、適宜、見直しをするなど、フレキシブルなものとしているところでございます。

今年度、地域住民の方々に本計画案の御説明を差し上げた際にも、いわゆるレッドゾーンにある駐在所につきまして、存続してほしいという旨の御要望を多く賜ったところでございます。

委員御提案の、本計画にこうした地域に設置されている駐在所の在り方等を盛り込むことにつきましても、今後、検討してまいりたいと考えております。

岩丸委員

先ほどの会計課長からのお話にも、レッドゾーンは移転等とあったのですが、そういう危険な所にある駐在所等々については、特に今、老朽化も進んでいると思うので、本来は移転すべきではないかと思うのです。

説明の中で、やはり地域住民の方の存続してほしいという意見があるというお話もございましたが、あそこに行ったら駐在所があるというのは、非常に地域の方にとっても安心感があるのではないかと思うわけであります。

いずれにしても、移転も難しいというような所もあろうかとは思いますが、やはり老朽化した所は、施設の環境整備も含めて、早く改築やリフォームといったことも進めていただいて、より良い駐在所員の方々の勤務環境、また居住環境を整えていくべきと思うのですが、コメントを頂けますか。

高橋会計課長

先ほど、PFIの話をしていただきましたけれど、当委員会においても、勤務環境の悪いものをずっと置いておくのは良くないということで、年間一、二箇所の整備を進めておりましたが、それでは間に合わないだろうと、叱咤^{しつた}激励を頂きまして、今の一括整備をしたと。30年を超えたものは劇的に減ってきました、勤務環境も改善されつつあると思うのですけれども、ただ、全てが新築ではなく、長寿命化である等、また委員から御指摘のありました職員の勤務環境の改善等も含めまして、ミドルレンジと言いますか、20年程度たったものについては、数年前からリフォームという形で整備を進めています。

レッドゾーンにある駐在所についても、勤務員やその家族からの要望もありまして、小さな修繕をしてきたところでもありますけれども、現在、建て替え等の計画は未定であります。

企画課長から、新たな計画に盛り込むことについて検討するという答弁をしたところでもありますけれども、施設の整備についても、委員から移転という言葉がありましたけれども、そういうことを含めまして全体的に考えていきたいと思えます。

岩丸委員

是非、お願いします。

先般も阿南警察署とみおか交番を見せていただいたり、昨年になるのですが、私の地元の神山町広野駐在所がリニューアルしてを見せていただいたのですが、非常に素晴らしい環境であり、清潔であるということで、特に警察施設、我々の地元で言いますと、地域の安全を守る会活動等々は当然であります、地域の交流拠点とまでは言わないにしても、地域の方が度々訪れるような拠点施設でもあるし、災害時には活動拠点にもなるのではないかと思います。

そういったことで、今後の施設整備においては、地域の交流や防災拠点といった観点もしっかりと取り入れていただいて、早いところからの整備、実りある計画になることを期待いたしております。

中山委員

やっと暖かくなって体が動くようになってきて、いろんな大きなイベントも目白押しではございますけれど、残念ながら、新型コロナウイルス感染症による被害が拡大しておりまして、いろんなイベントが中止になるということもニュースで報道されております。本県におきましても、来月にはとくしまマラソンがあったり、また、世界的な平和の祭典であるオリンピックも控えている中で、1日も早い新型コロナウイルス感染症の終息を願うものであります。

今、地方創生がなかなか進まない中で、一番大事なのは、いかに交流人口を増やすか、いかに徳島に来てもらうか、そして徳島の魅力を発信するかということではないかと思っています。そんな中で、とくしまマラソンの開催があるのですけれども、それよりも大きな国際大会、オリンピックに先立って、聖火リレーが2日間、阿波路を駆け巡るということで非常に楽しみにしております、いろんな状況がありますけれども、実施してほしいと思っているスポーツファンの一人であります。

その中で、人が多く集まる所では、テロ対策が重要で、警備も必要になってくるのではないかと思いますけれども、県警察において、テロ対策にどのように取り組んでおられるのかをお聞きしたいと思っております。

尾田警備部長

中山委員から、大規模なイベントに対するテロ対策ということでございますが、世界から注目を集めるオリンピック・パラリンピック競技大会、それと、委員からも御指摘がありました聖火リレーも含めまして、こういった大規模なイベントではテロ等の違法行為の発生が懸念され、それもどこで発生するか分からないことから、全国で同じレベルの警戒態勢が求められているところでございます。

そのため県警察では、海上保安庁、入国管理局等と連携した水際対策、またテロに使用される爆発物の原材料となり得る物質を販売している事業者のほか、ホテル、旅館、レンタカー業者に対する管理者対策、ライフライン等、重要インフラ施設の警戒など、関係機関と連携し、官民一体となった諸対策を推進しているところでございます。

また、本県では、オリンピックに関連しまして、事前キャンプ地としてドイツ等の諸外国から選手団が来県、滞在する予定であり、こうした選手団の宿泊地等につきましても、諸対策を講じる必要があるものと認識しております。

警察としましては、引き続き関係機関と連携し、県民の御理解と御協力を賜りながら、テロ等の未然防止に努めてまいり所存でございます。

中山委員

世界から注目を集めているオリンピックで、そのプレイベントの一つである聖火リレーは、2日間、徳島県内をくまなく回っていただいて、徳島県の魅力を発信する大きなイベントの一つではないかと思っております。そういう中で、万が一、テロが発生してイベント自体が中止になったら大変なことになると思いますので、しっかりとテロ対策を事前に行っていただきたいと思っております。

それと、2日間ではありますが、広範囲でくまなく24市町村を回ってくれるのですけれ

ど、その分、警備も手薄になったりするのではと思うのですけれども、限られた人員で警備をしなくてはいけないと思いますが、そういう広範囲におけるイベントでの警備体制は、どのように計画されていますか。

尾田警備部長

聖火リレーというのは、オリンピック本番と同様に、徳島県警察においても注目を集めるイベントであると位置付けております。

そこで、県警察では、昨年末に警備、交通、生活安全部の担当者を集めたプロジェクトチームを立ち上げ、所要の検討を進めているところでございます。具体的には、大きな柱として3点ございまして、一つ目が、テロや聖火リレーに対する各種妨害を防止することを含めた聖火リレーの安全確保。二つ目に、聖火リレーの円滑な実施に資する交通規制を含めた渋滞対策。三つ目が、多くの見物人が集まることから、雑踏事故の防止。これに加えて、後方治安体制も含めて各種対策を実施する予定としております。

参考までに、先般、東京都内で行われました聖火リレーのリハーサルにつきましても、プロジェクトチームの要員が視察に赴きまして、諸課題を確認してまいりましたので、今後の対策に生かしていきたいと考えているところでございます。

中山委員

今回の聖火リレーは、老若男女いろんな年齢層の人たちが走って、どんな突発的な事故が起こるかもしれません。あらゆる事故を想定して警備に当たっていただくとともに、警備部長がおっしゃったように、渋滞対策というのが非常に問題になってくるのではないかと思います。

とくしまマラソンもそうですけれども、ほとんどの県民の方たちは、経済活性化と徳島県を盛り上げるため、そういう大きなイベントに対して渋滞は仕方ないと思ってくれる人が多いとは思いますが、一部の人たちは、せっかくの日曜日にそんなことをするのか等、ひどい渋滞で時間が掛かってかなわないと言う方もいらっしゃると思います。

そこで、事前に周知して、渋滞緩和対策も事前に計画していただかないといけないと思いますけれども、まずは県民の方たちに理解を求める必要があるのではないかと思います。とくしまマラソンは、もう十何回になるので、大分浸透してきておりますけれども、期間限定のイベントというのは、知らない人、気が付かない人が多いと思うのです。

やはり、範囲も広がるし、聖火リレーをしているなんて知らなかったというふうな、だから、それをいかに周知するか、事前に理解してもらうことが大切になってくるのではないかと思います。広報啓発活動、周知活動はどのように考えられておりますか。

尾田警備部長

聖火リレー全般の警備につきましては、警備部のほうで担当しておりますので、私のほうから回答させていただきます。

聖火リレー対策は、テロ対策は当然でございますが、やはり交通対策が鍵であると位置付けております。聖火リレーは、ランナーのみならず、随行車両等が長い列を組んで、しかもゆっくりした速度で通行するものであり、日曜日のとくしまマラソンと違ひまして、

平日の夕方、ラッシュ時間帯に徳島市内を通過するなど、激しい交通渋滞が予想されることから、適正な交通規制と事前広報が重要であると考えております。

聖火リレーの安全確保と交通渋滞の緩和に向けましては、先ほど中山委員からもありましたように、とくしまマラソンと同様、県民の御理解と御協力により、マイカーの使用を控えていただくなど、交通総量を抑制することが必要となってまいります。

そこで、県警察ではSNSやホームページを活用して交通規制に関する情報発信を行うほか、実行委員会や道路管理者に対しましても、テレビや新聞、チラシの配布等、あらゆる媒体による事前広報をお願いしているところでございます。

県警察といたしましては、引き続き関係機関・団体と連携の上、聖火リレーの安全確保とスムーズな運用、一方で、交通の安全と円滑化の調和が図れるよう、万全を期してまいりたいと考えております。

中山委員

何度も申し上げますけれども、人が集まるイベントをいかに発信していったら、それを事故なく成功に終わらせるのかということが、地方創生につながるのではないかと思いますので、テロ対策はもちろん、警備もしっかり、渋滞対策もしっかり、万全の体制をとって聖火リレーが成功に終わることを期待しております。

最後にもう1点、さきの11月議会で、タンデム自転車の規制緩和ということで質問をしたのですが、速やかに規制緩和をして許可する方向で検討したいというふうな答弁を頂いたのですが、その後どのようなになっていますか。

住友交通企画課長

タンデム自転車の規制緩和の方向性についての御質問でございます。

一般公道におけるタンデム自転車の走行の可否につきましては、県警察におきまして、安全走行などに関する調査・研究を進めるとともに、道路管理者や自転車関係団体などで構成されております徳島県自転車活用検討委員会におきましても御議論を頂いてきたところでございます。

これまでに、公道走行を解禁している全ての府県に対する照会や他県への視察の結果、交通の安全と円滑化に特段の問題点は認められなかったところでございます。こうした状況を踏まえまして、徳島県自転車活用検討委員会におきましても、2人乗りに限定するなどの条件を付した上で、公道走行の解禁を進めていく方向で、おおむね御賛同いただいたところでございます。

こうしたことから、来年度中の解禁を目途に、今後、パブリックコメントによる県民アンケートの実施や県公安委員会規則の改正、更には県民への周知など、所要の手続きを進めてまいりたいと考えているところでございます。

中山委員

徳島県は、自転車王国とくしまということをやたっておりまして、自転車の魅力発信を続けているにもかかわらず、他の県に後じんを拝しているのではないかと思います。特に、いろんな規制を取っ払うということは、地方創生の成功への一つの鍵ではないかと思

います。

当然、事故があつては本末転倒ですが、その辺も検証していただいた結果、大きな事故も発生していないと。ルールをきちんと決めて、健康増進にもつながりますので、今、自転車やランニングは非常にブームでございます。足かせにならないよう、可及的速やかに規制緩和に向けて、方向性を取っていただきたい。すぐにでもしていただきたいのですけれども、そういうわけにはいかないと思いますが、これも地方創生の一環であります。しまなみ海道などは、外国人も含め多くの人たちが自転車を楽しんでおられます。今度、淡路島から鳴門へ渡って徳島に入ってもらえるようになれば、ますます自転車人口も増えてくるし、健康増進、徳島の魅力発信にもつながるのではないかと考えております。

是非とも、1日も早い規制の緩和を、タンDEM自転車の解禁を進めていただきたいと要望して終わります。

達田委員

今、説明を頂きました中で、2点ほどお尋ねしたいと思えます。

主要事項説明の中で、運転免許費が1億1,000万円の減額補正となっております。この内容について教えていただきたいということが1点。

それから、3ページの繰越明許費の中ですけれども、1億1,600万円余りが翌年度繰越予定額となっております。3事業ということですが、このうち旧徳島東警察署、つまり徳島中央警察署庁舎整備事業に係る予定額は幾らになるのか教えていただきたいと思えます。

高橋会計課長

本補正予算においては、運転免許費を1億1,000万円減額するというところでお願いをしております。この減額理由につきましては、運転免許更新者の減少による運転免許証の作成に要する不用額が3,500万円、講習委託等の不用額が7,500万円。最も大きいのが、高齢者の方の運転免許証返納という形で、高齢者講習が減ってきているのが一番大きいと考えております。

2点目の質問についてであります。三つの事業で、繰越明許費のお願いをしております。徳島中央警察署庁舎整備事業は7,700万円の繰越しをお願いしているところであります。

達田委員

1点目の運転免許費ですが、今お尋ねいたしましたところ、運転免許証を更新する方が少ないということで、特に高齢者の方が減っているということですが、高齢者の方の様々な事故が問題になっております。一つの事業で1億1,000万円も減額ということですので、たくさんの方が免許の更新をしなかったのではないかとと思われるのですけれども、過去5年間くらいの更新者の推移、数が分かりましたら教えていただきたいと思えます。

岡田委員長

小休します。（11時01分）

岡田委員長

再開します。（11時01分）

高橋会計課長

過去3年の手持ち資料がありますのでお答えいたしますと、平成29年は、全体が11万4,000人のうち高齢者が2万1,000人、平成30年は、全体が10万1,000人のうち高齢者が2万2,000人、令和元年12月末で、全体が11万7,000人のうち高齢者が2万5,000人という数になっております。ですから、年によって変動があるという状況であります。

達田委員

高齢者の方が同じような数字で推移をしているのですけれども、免許を返しましょうと、御家族や周囲の方、それから御自分で自覚して返さなければいけないという方も多いと思うのですけれども、これからもこういう方が増えていくのではないかと思います。

高齢者の方が安全に運転できるような対策として、県警察としては今後どのように取組を進めていくのか、1点お尋ねをしておきたいと思っております。

それから、もう1点ですが、先ほどの繰越明許費の中でやはり一番大きいのが、徳島中央警察署庁舎整備事業の分が繰越しになっているということですが、この要因についてはどうなのでしょう。

住友交通企画課長

高齢ドライバーの交通事故についてでございますが、高齢ドライバーによるアクセル、ブレーキの踏み間違いによる事故など、重大事故が全国的に報道されているところでございます。

全国的な状況や今後、高齢化の進展などを踏まえ、引き続き高齢ドライバーを対象としました、交通事故の特徴を踏まえたシミュレータを活用した実践的交通安全教室、シルバードライビングスクール、また運転免許センターにおける運転技能簡易教習など、加齢に伴います身体機能の低下を認識してもらうための教育を推進しますとともに、ハード面からの事故防止対策として、先進安全装置を装備しました自動車の体験乗車などを実施し、高齢ドライバーの事故防止を図っていきたいと考えております。

高橋会計課長

徳島中央警察署庁舎整備事業の繰越理由についてであります。

徳島中央警察署の庁舎整備は、今年度と来年度の2か年で実施することとしております。今年度は建築工事の全工程のうち、3割の完了を見込んでおりまして、年度末には検査を行いまして、予定どおり工事が完了していることが確認されれば、出来高払として支払手続を進めるものであります。

現時点において、工事に遅れはありませんけれども、安全の確保、また天候等の状況を見越して、所要の繰越しの手続の額を提案させていただいている状況であります。

達田委員

今年度、後付けの安全運転支援装置補助制度が、県の制度としてありますということですけれども、1億1,000万円も補正で余ってしまいましたというのは、本当にもったいない感じがするのです。ですから、そういうお金を安全運転支援装置など、そういう物をもっと増やせるように付けていただきたいという思いもいたしますので、御検討よろしくお願いたします。

それから、もう1点の繰越明許費ですけれども、私も何度も指摘してまいりましたけれども、最初、杭が足りないからということで、非常に不明瞭な予算の付け方ではないかと指摘してきました。当初、計画していなかった軟弱地盤であって、杭が足りないことが工事が遅れる一因になっているのではないかと思うのですけれども、そういうことはございませんか。

高橋会計課長

杭の関係につきましては、昨年度2月議会で議論させていただきました。当然、必要があつて52本の杭を122本に増やしたということでもあります。これは、平成25年、平成26年のマンション偽装事案等々を受けまして、以前は検査する必要がなかった支持基盤以下の粘土層の強度を測定したところ、若干不足があつたということで杭を増やしていただいたところでもあります。

工事の進捗につきましては、当議会に御理解いただきまして補正予算を頂き、その後、事業の進捗も順調に進んでおります。したがいまして、杭の影響によって工事が遅れているというものではないということでもあります。

達田委員

この工事に関しまして、以前の委員会で指摘させていただいた中で、石井町の幼稚園建設の談合ということがあり、それに関係していた業者が入っていたということで、この業者が工事関係の監理業務から外れましたということが後で分かったのですけれども、直ちに工事に影響はありませんというようなお話だったのですけれども、その後、新たに代わりの協力企業というのは入っているのでしょうか。

高橋会計課長

対象業者という表現をさせていただきますけれども、この対象業者は、今回、SPCという形で企業体を作っていますけれども、ここに出資を伴わない形の協力企業だったということでもあります。

その協力企業につきましては、県警察の承諾があれば、これを外す等々のことは契約上可能であります。対象業者が逮捕された直後、昨年10月末でありますけれども、SPCのほうから対象業者との契約を解除したい旨の要望があつて、昨年11月末、事業に影響を及ぼさないということを確認の上、この申出を承諾したところでもあります。

その後は、新たに協力企業を加えず、引き続き、株式会社東畑建築事務所によって工事の監理業務を実施しているということでもあります。現在のところ、事業に影響を及ぼしていないことを確認しております。

達田委員

ちょっと分かりにくかったですけれども、その業者が外れて、新たに代わりの企業が入ったのかということですが、その点が分かりにくかったので、もう一度お願いします。

高橋会計課長

対象業者は工事監理という仕事をしておりました。この工事監理は、元々設計をしていた株式会社東畑建築事務所とともに、工事監理の業務をやっておりました。

その後、対象業者が外れましたけれど、引き続き、株式会社東畑建築事務所が工事監理を請け負っているという状況ですので、問題ないという状況であります。

達田委員

新たに協力企業に入っていたかどうかは、今のところ必要ないということですか。

高橋会計課長

事業に影響を及ぼさないということを確認しまして、株式会社東畑建築事務所の努力により、影響はない。つまり、協力企業の必要はないと認識して今、工事をしているという状況であります。

達田委員

ちょっと分かりにくいのですが、監理業務として入っていたと。それで、今のところ、いなくても関係ないというような御答弁に聞こえたのですが、それだったら、最初からなぜ入っていたのかという疑問が湧いてくるのです。

これは、県民に分かりやすい説明が必要なのではないかと思うのですが、もう一度、分かるように説明していただけますか。

高橋会計課長

地元事業者と協力して2社でやっていたと。それで、その地元業者を協力企業としてSPCから外して1社でやっていると。その要因というのは、必要な要員を確保した上でやっているということですので、工事には影響がない。要は、協力企業という形で参画しておりましたけれども、現在の株式会社東畑建築事務所が増員等の措置を取りまして、工事をやっているという状況であります。

達田委員

徳島中央警察署庁舎整備事業につきましては、PFI事業の在り方そのものが何かおかしいということを当初から指摘させていただいたのですが、そもそも最初、大手ゼネコンがリニア談合に関わっていたということで辞退する中で、新たな業者が決まったと。それで、当初の入札価格よりも低い価格で落としたのだけれども、杭が足りないということで2億8,000万円も追加して、結局、最初の落とした価格よりも高くなっていると

というようなことで、非常に不可解な問題がありました。

そういう中で、事業の在り方も、業者が外れて代わりがいなくても別に構わないというようなことで、非常に分かりにくい中身なんです。全てPFI事業の中で、大手ゼネコンの言いなりと言いますか、そういうふうに見えてしまうのです。ですから、きちんと県民に対して説明ができる、これは正しくやっていますと説明ができるようなやり方で是非やっていただきたいと思うのです。

実は、徳島県公共施設等総合管理計画に、PFI等新たな行政手法の導入件数を現状の3倍以上にするというようなことが書かれているのです。警察の施設について、今後この方針に伴って、PFIを3倍以上にしていくのかということが大きな問題ではないかと思うのですけれど、警察としてはどういう方針を持っておられるのでしょうか。

高橋会計課長

我々は、手法としてPFIという手法を採用させていただいた。これは通じて、当委員会の御理解を踏まえて進めてきたところでありますが、決して従来の手法とそんなに大きく変わるものではないと考えております。

例えば、三好警察署、小松島警察署、阿南警察署、徳島板野警察署は近年整備したところでありますけれども、多くはジョイントベンチャーという形で多くの企業体が参画して、当然、県内・県外事業者のジョイントベンチャーもあります。そういう形でやってきた。

また、工事契約の変更につきましても、従来手法であっても当然、必要なものは経費として予算計上していると。PFIの場合は、あらかじめ債務負担行為という形を受けて、その中で契約している。ですから、その債務負担行為を超える場合は、契約額の変更が出てきますけれど、これは当然、従来工事であっても必要なものが発生するだろうと考えております。

先般、事前委員会でもスライド契約が出てきましたけれども、建築にしる、物価にしる、今後の維持管理にしる、スライド契約というのは出てまいります。それは、事業者のメリットもありますし、クオリティーを確保するという面もあります。これは、従来手法とPFI手法と何ら変わるものはないということでもあります。

徳島中央警察署庁舎整備事業におきましては、いち早く南海トラフ巨大地震等の大きな災害を迎え撃つために、この手法を採用させていただいたところでありますけれども、今後、PFI手法をどうするかということでもあります。

先ほど委員からありました、県がPFIを3倍にするという計画はあります。また、内閣府の求めによりまして、平成30年に徳島県PPP/PFI手法導入優先的検討規程を制定しましたけれど、10億円以上が掛かる工事等については、まずはPFIの可否を検討しましょうという話もあります。この中で、地元事業者の話も出ましたけれども、県警察としましては、これまでのPFI事業で、いかに地元事業者が多く参画していただけるかというスキームでやってまいりました。現に、今後の維持管理も含めまして、多くの県内事業者に御協力いただくことになっております。

今後の施設整備の方式につきましては、個々の事業の規模や内容に照らし合わせて、その上に経済性や効率性、こういったものを総合的に判断して検討してまいりたいというこ

とであります。

達田委員

10億円以上の事業でなくても、小さな事業を幾つも寄せ集めてまとめて発注するというような方式を取られたのでは、地元経済がますます冷え込んでしまうという考えで、そういうやり方は駄目だと指摘をさせていただきました。

今後、事業を進める上で、やはり地元の企業を大事にする、地元経済を発展させるという観点で進めていただきたいと思っておりますので、是非この点をお願いして終わります。

増富委員

児童虐待について、お伺いしたいと思います。

警察の対応ということでお伺いするのですが、連日のように新聞、テレビ等で児童虐待がメディアで報道されているところでございます。また、ひどい場合になると死亡事故にもなったというようなことで、事件化している事例もどんどん増えているように思うのですが、これは微妙な問題であると思えますし、警察と児童相談所の連絡、協議の不足というようなことも多々言われて、一言では言い表せない問題だと思います。

公安委員会と県民環境部に同時に聞けば一番早かったのですが、別々の開催ということで、県民環境部は後のほうで質問させていただきますが、まず昨年中、警察が把握した児童虐待事案はどの程度あったのか。また、これまでの推移も併せてお聞きしたいと思います。

西岡生活安全企画課長

ただいま、委員から御質問がございました児童虐待の認知件数、警察が児童虐待の疑いがあるとして取り扱った事案の件数でございます。

令和元年中は394件でございましたが、過去を見てみましたら平成20年代前半は、年間130件から160件くらいで推移しておりまして、平成26年以降に年間200件以上というふうになってまいりました。そして、平成30年に初めて300件を超えまして、昨年は394件であったという推移でございます。

昨年中の内訳ですけれども、心理的虐待が190件、身体的虐待が114件、怠慢又は拒否、ネグレクトでございますけれども、これが88件、性的虐待が2件というような状況でございます。

増富委員

実際のところ、年々増えているというような状況ですが、そのうち、児童相談所へ通告した件数が何件あったのか。また、通告した虐待の種別等について、お聞きしたいと思います。

西岡生活安全企画課長

通告件数でございます。令和元年中に取り扱った事案394件中、214件を児童相談所に通

告しているところでございます。

通告の内訳でございますけれども、心理的虐待126件、前年比11件の増加です。それから、身体的虐待52件、前年比は若干減っておりましてマイナス5件です。それと、怠慢又は拒否が35件、これは前年比16件増ということです。性的虐待は1件、前年比1件減で、合計214件を通告しているところでございます。

増富委員

ちょうど2年前になるので記憶に新しいと思うのですが、船戸結愛ちゃんの事件ですが、5歳の子供が手紙を書いたのです。もうお願い許して、許してくださいお願いしますというような、本当にあれを見た瞬間、僕も涙が出たし、親が子供を殺したということで怒りさえ覚えた。非常に、これは例がないような事件だったのですが、この事件を見ますと、船戸さんは香川県の人で、香川県から東京都品川区に引っ越したということで、児童相談所と警察、それから行政等が連携をとれていない、大きな事案だったと思うのです。

2018年1月に、香川県の児童相談所が虐待ケースという扱いをしていたのですが、引っ越したということでこれを解除したと。そこで、まず1点大きなずれがあった。また、東京の移転先を香川県の児童相談所が把握して、品川区の児童相談所に連絡を入れて、翌日、緊急会議を開いて虐待ケースとして受理したということが1月30日。しかし、実際に児童相談所の担当者が、結愛ちゃん宅を訪問したのが2月9日になったと。2月20日に結愛ちゃんが入学予定の小学校の入学説明会に来ていないということで、品川区の児童相談所に連絡が入り、2月28日に結愛ちゃんを診た香川県の病院の先生が、虐待としか考えられないけがをしていたというふうな情報が品川区の児童相談所に届いたのが3月初旬。

結局、結愛ちゃんが亡くなったのが3月2日ということで、連携がうまくいかずに後に後に事が進んでいって最悪の事態を招いたということですが、とにかく警察の大きな役割として、児童の安全を確保するという行為が一番大事で、その行為者を検挙することが最も重要だと思うのですが、これまでの警察の検挙状況について、お伺いしたいと思います。

岡田委員長

小休します。（11時25分）

岡田委員長

再開します。（11時25分）

西岡生活安全企画課長

児童虐待事案絡みの検挙状況について、御質問がございました。

過去5年間の検挙状況を御説明させていただきますと、平成27年中が3件、身体的虐待が2件と心理的虐待が1件です。平成28年中が4件、これは身体的虐待のみです。平成29年中が1件、これも身体的虐待が1件です。平成30年中は10件ございまして、身体的虐待が5件、心理的虐待が1件、怠慢又は拒否が1件等となっております。令和元年中は、8件の身体的虐待がございました。

事件の検挙件数をお話させていただきましたけれども、事件化に至らない場合におきましても、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、先ほど御説明しましたように児童相談所への通告などを行っておりまして、通告に至らない場合についても、児童相談所に情報提供を行っているところでございます。

増富委員

全国的に、凶悪と言いますか、最悪の事態になったところをよく見てみますと、やはり児童相談所と警察の連携不足というところが幾分あると思うのです。

児童相談所では、警察との連携を更に強化するため、昨年3月に覚書を締結したということを知っているのですが、その内容も含めて、児童相談所との連携について、今後の状況をお伺いしたいと思います。

西岡生活安全企画課長

児童相談所との連携についての御質問でございます。

児童虐待事案への迅速、適切な対応によって児童の安全を確保するためには、我々警察官が早期に現場臨場して、現場を確認したり、付近住民への聞き取りを行うのと併せまして、児童相談所などの関係機関との連携が極めて重要であると認識しております。

県警察では、従来、児童相談所との間で覚書を締結しておりましたけれど、連携を確たるものにするため、昨年3月に新たな覚書を締結いたしました。そして、一時保護を解除して家庭に復帰した事案、児童相談所が通告後48時間以内に児童の安全確認ができない事案、保護者が児童の安全確認に強く抵抗を示している事案などにつきまして、情報提供がなされるような連携強化を図ったところでございます。

増富委員

全国的なことですが、事案があったときに、児童相談所から警察のほうに多分1桁くらいしか相談がないということを見たのですが、2年くらい前に、茨城県、近くでは高知県が、児童相談所でそういうふうな事案があれば、全てではないかも分かりませんが、警察へ積極的に報告するというようなことを進めていると聞いたのです。

例えば、徳島県の児童相談所から、全ての事案とは言いませんが、少しでも敏感な事案を警察に持ってきたときに、警察はこれに対応できるのですか。

西岡生活安全企画課長

児童相談所と警察は、それぞれの立場で相談等を受理しているところであります。児童相談所のほうも、身体的虐待など緊急性、危険性、重大性が予想されるような事案につきまして、現在も情報提供を頂きまして、警察と連携しながら対応しているところでございます。

増富委員

児童虐待は犯罪ですが、なぜ警察でなく児童相談所かというところに疑問点がいろいろあるのですが、児童虐待は以前、しつけや家庭の体罰ということで子育ての一環というこ

とがあつて、なかなか犯罪とは見なせないということが残っているのではないかということをは何かで読んだことがあり、確かにそうだろうとは思いますが、後の県民環境部関係の委員会で児童相談所のことをお聞きするのですが、とにかく警察と児童相談所がしっかり手を結んで、早急に、そしてまた着実にスピードアップするというのが一番大事だと思うので、公安委員会のほうも、是非、スピードアップを目指して頑張っていただきたいと思います。

扶川委員

先日、上板町で交通事故を起こされた84歳の高齢者の方が、車検証を取りに行つて、道路を横断中にはねられて死亡に至った事故がありました。実は、この方は私の中学校時代のお世話になった先生でありまして、1月の同窓会にもおいでいただいております。非常に人望のある方で、残念至極ということでお通夜にも行ってまいりました。

超高齢化社会を迎えて、事故の加害者・被害者どちらも高齢の方が増えている中で、事故を起こすと若い人でも動転してしまって周囲がよく見えなくなります。高齢の方は、それ以上に周辺が見えなくなってしまうのだらうと思います。

そこで、こういう事故を防いでいくために、現場の警察官が十分な気配りをさせていただくことが必要であらうと思うし、もう1点は、今、運転免許の講習などの中で、事故を起こした場合の心得、加害者・被害者になった場合の心得、そういったものをきちんと周知して、こういう悲しい事故が再発しないようにしていただきたいのです。その点の今後の取組を教えてください。

船本交通部長

交通事故現場におきましては、現場の状況に応じた適切な初動対応が求められるところというふうに認識しております。委員御指摘のとおり、関係者の年齢層などにも配慮して、負傷者の救護はもとより、当事者等を含めた関係者の安全確保、いわゆる今回の事故でありましたような二次事故を防止するための措置というの、極めて重要であると認識しております。

もとより、県警察におきましては、交通事故現場における初動対応に万全を期すために、各種の実践的訓練等を繰り返し行っているところでございまして、今後も様々な場面、様々な当事者等々を想定した実践的な訓練や教養を繰り返し継続して実施いたしまして、関係者の安全確保、二次事故の発生防止に努めてまいり所存でございます。

扶川委員

分かりました。しっかり警察官にも、運転者にも周知していただいて、これからどんどん増えていくであろう高齢者の事故の中で、二重事故、三重事故が起こらないようにしていただきたいと思います。

次に、防犯カメラのことでお尋ねをします。

防犯カメラやドライブレコーダーみたいなものが、犯罪の防止に役に立つわけですが、県警察における購入予算や整備数は、どういう状況か教えてください。

高橋会計課長

防犯カメラ等の予算計上の整理でお答えいたします。

県警察は、これまで約70基の防犯カメラを整備しておりまして、これらは全て国の交付金や補助金を受けて整備したものであります。県単独事業の予算としては計上していませんので、御理解いただきたいと思えます。

ドライブレコーダーは、平成23年度以降、整備を進めておりまして、現在、車両約500台中、約200台に整備しているところでありまして。来年度予算においても、車両関係の備品購入経費、この予算枠の中で整備を進めていきたいと考えております。

扶川委員

防犯カメラに関しては、二つ矛盾した思いを持っておりまして、一つは小学校の周辺や公園などに設置してほしいという住民の要望をたくさん受けます。あるいは、ゴミを不法投棄されている等、実際に行政にお願いしたりしています。一方で、個人のプライバシーという問題もございまして、どこかの国のように、顔認証のシステムを導入して、プライバシーがどんどん侵害されていくというような国にはなってほしくないという思いもあります。

そこで、防犯カメラについては、一定のルールをもって運用されなくてはいけないと思うのですが、県警察として、何らかの規定、これは県警察が設けている防犯カメラだけではなく、民間のカメラの記録を使わせていただく場合にも必要になってくると思うのですが、そういう何らかのルールがあれば教えていただきたいと思えます。

西岡生活安全企画課長

公費で設置する防犯カメラも、民間の防犯カメラについても、県警察では、平成30年10月に徳島県警察街頭防犯カメラ管理運用要領を定めまして、防犯カメラの管理体制やデータの適正な取扱いについて、規定しております。

これにつきましては、民間の防犯ボランティア団体の方々が管理する防犯カメラについても同じように、個人のプライバシー等に留意しながら運用していくことが重要であると考えております。

扶川委員

是非、その内容をまた教えていただきたい。勉強したいと思うのですが、その規定の内容を後で頂きたいと思えます。

プライバシーに十分な配慮をした上で、防犯カメラは今後活用する値打ちのあるものだと思っております。小学校、公園、道路などの公の場所はもとより、行政として、近隣の民間施設の協力も得て、子供の見守り、犯罪抑止、あるいは犯罪に至らなくてもいろんな迷惑行為、嫌がらせみたいなものを抑止していくために非常に役に立つと思えますので、活用していくべきだと思えます。

そういう意味では、プライバシーに配慮しながら、今後、老朽化しているものは改めていく、必要な所には新設していく、民間にも積極的に協力を求めていくということが必要だと思えますが、そのあたりのお考えをお聞かせください。

西岡生活安全企画課長

要領についての御提示ですけれども、これは県警察のホームページに掲載しておりますので、そちらのほうを御確認いただければいいかと思っております。

それから、防犯カメラの普及等に向けた取組でございますけれども、防犯カメラにつきましては、地域住民の方々の安心感を高めたり、また防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪抑止に大きな効果があると考えているところであります。

県警察としましては、これまでも個人のプライバシーに十分配慮しつつ、防犯カメラを犯罪捜査や行方不明者の捜索等に活用しているところでございます。今後も、自治体や事業者などの御協力を得ながら、有効に活用してまいる所存でございます。

扶川委員

今日はあえてお尋ねしませんが、例えばテロの防止等、そういうことを目的に顔認証も含めて、これからどんどん技術が発達していくと思うのですけれども、そういうものの導入もいずれ県警察もしていくのだらうと思います。そういうときに、極めて慎重に、プライバシーの侵害に当たらないような運用をしていただく必要があるということをお知らせ申し上げておきたいと思っております。

同時に、ものすごく身近な話ですけれども、日々入ってくる相談の中で、例えば認知症の方や統合失調症の方などは、よく妄想に陥ってしまわれることがある。そういう方の相談で、私は非常に労力を使うことがありますけれども、警察にもそういう相談がたくさん入ってくると思っております。本来の捜査に支障を来すようなことがあってはいけませんので、そういう場合にでも、例えば機動的に使えるカメラを置いて、本人が納得できるようにきちんと設置をして、来ているかどうかを確かめてあげるくらいの対応をするほうが結果として、県警察としても無駄な労力を費やさなくていいと思うのです。そういう要望をしたことも現実にあるのですが、犯罪ということを認識できないと設置できないというお話もあって、なかなか置いてくれないのです。

そのあたりは、これから少しでもそういう疑いがあったら、積極的に活用してあげるような対応をしてほしいのですが、いかがでしょうか。

西岡生活安全企画課長

先ほどもお答えさせていただき、同じような回答になろうかと思っておりますけれども、犯罪の未然防止や犯罪発生時の的確な対応というのは、当然に重要なことであると考えております。それに対して、警察も取り組んでいるところでございまして、それを使用するにつきましても、個人のプライバシーに十分配慮しつつ、防犯カメラを犯罪捜査や行方不明の捜索等にも活用してまいりたいと考えております。

岩佐委員

私から、数点お伺いさせていただきたいと思っております。

令和2年度に向けた警察本部の施策の基本方針の中に、交通死亡事故の抑止という項目があります。その中に、児童等の安全対策を進めるといような項目もありまして、来年

度当初予算の中にも、可搬式速度違反自動取締装置の効果的活用ということを挙げられています。

この可搬式速度違反自動取締装置というのが、どういうものであって、それを導入する狙いについてお聞かせいただきたいと思います。

住友交通企画課長

可搬式速度違反自動取締装置（可搬式オービス）の導入等についての御質問でございます。

県警察におきましては、飲酒運転や著しい速度超過、あおり運転などの交通事故に直結いたします悪質性、危険性の高い違反や迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを推進しているところでございます。

いわゆるオービスは、速度超過をしている車を自動的に撮影しまして、ナンバーから所有者を特定し、後日呼び出して検挙するというものでございます。本県では、これまで幹線道路に固定のオービスを設置の上、運用してきておりますが、子供が被害となる痛ましい事故が全国的に発生しており、中でも通学路や地域の生活道路にもかかわらず、速い速度で走る車も見受けられ、悲惨な事故を起こす前に、取締りなどによって未然に防止する必要があるものと認識しております。

御質問の可搬式オービスにつきましては、これまで速度を計測する場所の確保などが困難であった、比較的狭い通学路はもとより、地域の生活道路などにおけます速度違反の取締りが可能となりまして、交通事故の効果的な抑止につながるものと期待されているところでございます。

岩佐委員

固定のオービスは、国道等いろんな所にありますますが、今の御説明では、一般道においても通常速度超過の取締りをやられていたわけですが、測定や路外に引き込んで免許の提示等のやり取りをする場所がないような所でも、可搬式オービスが活用できるというようなことであつたと思います。

基本は、通学路でいろんな事故があつて、生活道路においても、特に通勤時間帯になると通勤している方も急いでいるということもあつて、いろんな抜け道であつたり、そういう狭い所をスピードを上げてというところを、重点的に取締りをしていくということだと思います。

一般的に、幹線道路と違って生活道路ということであれば、場所によって速度の規制も違うと思うのですが、街中であれば、時速30キロメートル規制をしている所もあろうかとは思いますが、通常取締りと同じだとは思いますが、例えば時速30キロメートル規制の所で、速度超過で取り締まる対象は何キロメートルオーバーくらいなのか。

住友交通企画課長

それは、取締りを行う時間的なもの、場所的なものがございまして、個別に検討しているところで、何キロメートルといった基準はありません。

岩佐委員

当然、危険性であったりということで、時速何キロメートルからということはないと思います。最近、私も見てはないのですが、昔は取締りに関して、一般道路で時速何キロメートル以上が何点、高速道路で時速何キロメートル以上が何点というような書き方をしていたと思いますが、基準の時速30キロメートルであったり、幹線であれば時速50キロメートル、60キロメートルからプラス何キロメートルオーバーという形で取締りをしていくと思います。生活道路においても、時速30キロメートル規制があれば、そこを時速50キロメートルで走っているような速い車は、取り締まなければ安全確保につながっていかないとはいけません。

抜け道などを走っている車を目にするのですが、生活道路や一般道路の狭いくねくねした所であったり、街中であればさほどスピードが出ない可能性もあるのですが、見通しが良い直線道路、細い生活道路でスピードを出している車を目にします。そういう所が、通学路になっている場所も多く見受けられます。朝の通学の時間帯に、その横を急いで走って行く車が多いわけでありまして、そういった車の取締りというよりは、基本、取締りをすることによって抑止をしっかりとさせていただきたいと思います。

先ほど、道路の速度規制の話をしたのですが、場所によっては通学路や抜け道となっているような所で、速度規制が全くないような道の中にはあります。標識で時速30キロメートルというような規制もないということで、そういう所は基本、速度規制が掛かっていないということで、一般道であるのでマックス時速60キロメートルを出しても違反にはならないという考え方でいいのでしょうか。

住友交通企画課長

規制が掛かっていない道路につきましては、法定の規制が準用されるので、運転者については、その道路環境に応じた安全運転に努めてもらわなければならないと考えております。

岩佐委員

規制がない所は、時速60キロメートルで走っても問題はないし、ドライバーに委ねられるところも多いとは思いますが、特に通学路とかぶっているような所で速度規制がないというのは、子供の通学であったり、また通学の時間帯を越えれば、今度は高齢者の方もおいでたりというようなことであって、事故が起こってはならないと思っております。

そういう通学路、生活道路において、可搬式オービスを使つての取締り、また取締りをするところからの抑止、速度を抑えてもらうことが必要だと思うのですが、やはり規制がないという所もあります。生活道路、通学路においては、場所、場所あるかとは思いますが、積極的に現場に合った速度規制を行いながら、可搬式オービスを使つていくべきだと思いますが、御所見を頂けたらと思います。

住友交通企画課長

ただいま、委員からお話がありましたように、やはり、その道路の時間帯、場所、それぞれ個別について具体的に取締りの実施を考えていかなければならないと考えております。

す。

岩佐委員

なかなか個別箇所によって違うとは思いますが、可搬式オービスの導入目的というのが来年度当初予算にも書かれているのですけれども、通学路等における速度抑制対策の推進ということですので、その現場に合った速度規制もしていただきながら、抑止につながるよう、可搬式オービスの導入を進めていただけたらと思います。

それと、通学路等における所というのは生活道路でもありますので、箇所によっては一旦停止であったりという標記もありますが、それも無視しているような車の中には見受けられます。そういう点でも、子供たちの通学に関して痛ましい事故が起こらないよう、一旦停止の取締り等も含めて、通学路の安全確保にしっかり取り組んでいただけたらと思います。

最後に、これは要望と言いますか、1年間いろんな防犯ボランティアの話もさせていただいたのですけれども、警察官が通学路の警戒等、全部を見ることはできないということで防犯ボランティアの方が補完していただいているところであります。そういった点でも、更なる防犯ボランティアとの連携を密にさせていただいて、子供たちの通学の安全をしっかりと見守っていただきますよう、重ねてお願いをして終わります。

岡田委員長

ほかに、質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

達田委員

先ほど、議論をさせていただきましたけれども、議案第1号「令和2年度徳島県一般会計予算」、議案第70号「令和元年度徳島県一般会計補正予算（第6号）」につきましては、県外の手ゼネコンを優遇していると思われるPFI手法による事業が進められておりますので、賛成することはできません。

岡田委員長

それでは、公安委員会関係の議案第1号及び第70号については、御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号「令和2年度徳島県一般会計予算」及び議案第70号「令和元年度徳島県一般会計補正予算（第6号）」は、これを原案のとおり、可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号及び第70号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第1号及び第70号を除く、公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び第70号を除く、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第1号、議案第70号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第55号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

本年度、最後の委員会でございますので、一言、御挨拶を申し上げます。

公安委員会関係の審査に当たり、根本警察本部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力を頂き、深く感謝を申し上げますところでございます。

審査の過程において、表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の警察行政に反映されますよう、強く要望させていただきたいと思っております。

時節柄、皆様方にはますます御自愛いただきまして、それぞれの場で、今後とも県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

1年間、本当にありがとうございました。

根本警察本部長

今年度、最後の総務委員会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

岡田委員長、福山副委員長をはじめ、委員の皆様方には、委員会審議を通じまして、警察行政各般にわたりまして御指導を賜りましたことに対し、心からお礼申し上げます。

御指導、御提言いただきました事項につきましては、警察行政に反映できるように努めてまいります。

委員の皆様方におかれましては、今後ますますの御活躍をお祈り申し上げますとともに、引き続き御指導、御鞭撻^{べんたつ}を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。1年間、本当にありがとうございました。

岡田委員長

議事の都合により、休憩いたします。（12時08分）